

### Ⅲ 用語の説明

#### 1 園芸施設共済の共済目的等による種別

園芸施設共済の共済目的等による種別は、次の園芸施設共済の別である。

施設内農作物 の別	事故除外の別	撤去費用の別	園芸施設共済の共済目的等による種別
施設内農作物を 共済目的とする 園芸施設共済	事故除外 方式以外	撤去費用 補償方式	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用有
		撤去費用 補償方式以外	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用無
	事故除外方式	撤去費用 補償方式	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用有
		撤去費用 補償方式以外	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用無
その他の園芸施設共済		撤去費用 補償方式	施設内農作物無・撤去費用有
		撤去費用 補償方式以外	施設内農作物無・撤去費用無

#### 2 保険金額・再保険金額（〈 〉内は特定組合におけるもの。以下同じ。）

##### (1) 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による保険金額・再保険金額

保険金額は、連合会が組合等に支払う保険金の最高責任限度額を示すもので特定園芸施設等ごとに当該共済金額の9割（又は8割）に相当する金額である。

再保険金額〈保険金額〉は、政府が連合会〈特定組合〉に支払う再保険金〈保険金〉の最高責任限度額を示すもので特定園芸施設等ごとに保険金額〈共済金額〉から当該保険金額〈共済金額〉に3割を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の100分の95〈1,000分の855〉に相当する金額である。

##### (2) 年間超過損害歩合再保険方式による再保険金額

再保険金額〈保険金額〉は、事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係にある保険金額〈共済金額〉に3割を乗じて得た金額の合計額から経過総保険金額〈経過総共済金額〉に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た額を差し引いて得た金額の100分の95〈1,000分の855〉に相当する金額である。

経過総保険金額〈経過総共済金額〉は、次のとおり算定する。

経過総保険金額〈経過総共済金額〉＝ $\Sigma$ （経過保険金額〈経過共済金額〉）

経過保険金額〈経過共済金額〉＝保険金額〈共済金額〉×経過した共済責任期間／24

経過した共済責任期間＝各加入月のすべての棟の共済責任期間が、各月の中日（16日）で始まったものとして算定

### 3 保険料・再保険料

(1) 組合等が連合会に支払う保険料は、次のとおり算出する。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{共済掛金率} (\times \text{短期係数})$$

(「短期係数」の算出は、「Ⅱ仕組み 9 共済掛金と国庫負担」を参照。(2)において同じ。)

(2) 連合会〈特定組合〉が政府に支払う再保険料〈保険料〉は、次のとおり算出する。

ア 再保険料

$$\text{再保険料} = \text{再保険料甲} + \text{再保険料乙}$$

$$\text{再保険料甲} = \text{保険金額} \times \text{園芸施設再保険料基礎率甲} \times 0.95 (\times \text{短期係数})$$

$$\text{再保険料乙} = \text{経過総保険金額} \times \text{園芸施設再保険料基礎率乙} \times 0.95$$

なお、共済責任期間を1年未満とした場合の再保険料は、短期係数を乗じて算出される金額とする。

イ 特定組合に係る保険料

$$\text{保険料} = \text{保険料甲} + \text{保険料乙}$$

$$\text{保険料甲} = \text{共済金額} \times \text{園芸施設保険料基礎率甲} \times 0.855 (\times \text{短期係数})$$

$$\text{保険料乙} = \text{経過総共済金額} \times \text{園芸施設保険料基礎率乙} \times 0.855$$

なお、共済責任期間を1年未満とした場合の保険料は、短期係数を乗じて算出される金額とする。

### 4 園芸施設再保険料基礎率・園芸施設通常標準被害率

園芸施設再保険料基礎率甲〈園芸施設保険料基礎率甲〉は、1棟ごとの超過損害歩合再保険方式に係るもので、共済金が共済金額の30%を超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、原則として過去20年間における地域別の被害率を基礎として、その地域別に農林水産大臣が定めたものである。

園芸施設再保険料基礎率乙〈園芸施設保険料基礎率乙〉は、年間超過損害歩合再保険方式に係るもので、原則として過去20年間における各年度の連合会〈特定組合〉責任被害率のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるもののそのを超える部分の率を基礎として定められる。

園芸施設通常標準被害率は、原則として過去20年間における連合会〈特定組合〉責任被害率を基礎として農林水産大臣が定める率で、連合会〈特定組合〉の年間超過損害歩合再保険方式に係る支払責任の限度を示すものである。

連合会〈特定組合〉責任被害率は、各年度の1棟ごとの超過損害歩合再保険方式に係る保険金〈共済金〉から再保険金〈保険金〉支払開始割合(30%)を超える部分を差し引いたものの合計額を当該年度の経過総保険金額〈経過総共済金額〉で除して得られる金額被害率である。

### 5 免責額・残存物価額・賠償金

(1) 免責額とは、法令・共済規程等に定められた事由に基づき共済金の全部又は一部の支払いについて免責された額である。

(2) 残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。

(3) 賠償金とは、損害をてん補するものとして提供された金銭等をいい(例えば損害賠償金)、他人の同情的心情を現わす手段として提供された金額(例えば見舞金)は含まないものとする。

## 6 連合会等交付金

共済掛金の国庫負担額が再保険料（保険料）を上回る場合に国庫がその上回る額を連合会（特定組合）に交付する交付金をいう。

## 7 付保割合

共済価額に対する共済金額の割合をいう。

## 8 収入・支出

(1) 組合等、連合会、政府特別会計及び共済掛金計の収入と支出は、次のとおり算出する。

	収 入	支 出
①組合等	組合等手持掛金額(共済掛金総額－保険料)	組合等負担額(共済金－保険金)
②連合会	連合会手持保険料(保険料－再保険料)	連合会負担額(保険金－再保険金)
③政府特別会計	再保険料（保険料）	再保険金（保険金）
④共済掛金計	共済掛金総額	共済金

(2) 前年度未経過・本年度既経過・本年度未経過

ア 前年度未経過とは、前年度の収入のうち、本年度の共済責任期間に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

イ 本年度既経過とは、本年度の収入のうち、本年度の共済責任期間に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

ウ 本年度未経過とは、本年度の収入のうち、来年度の共済責任期間に対応する部分として、来年度の支出に充当される部分であり、来年度の統計表では、前年度未経過の欄に掲げられるものである。

(3) 支払比

支払比は、支出額を収入合計で除して算出されたものである。

## 9 被害率

戸数被害率、棟数被害率及び金額被害率（共済金額計、特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物及び撤去費用）は、次のとおり算出する。

$$\text{戸数被害率} = \frac{\text{本年度中の被害戸数}}{\text{経過戸数（本年度引受中の既経過戸数＋前年度引受中の未経過戸数）}} \times 100$$

$$\text{棟数被害率} = \frac{\text{本年度中の被害棟数}}{\text{経過棟数（本年度引受中の既経過棟数＋前年度引受中の未経過棟数）}} \times 100$$

$$\text{金額被害率} = \frac{\text{本年度中の共済金}}{\text{経過金額（本年度引受中の既経過共済金額＋前年度引受中の未経過共済金額）}} \times 100$$

なお、経過戸数、経過棟数及び経過金額とは、1年間における被害率を算定する必要上、共済責任期間中当該年度の期間が1年に満たないものを1年に対応するものに換算するため、引受戸数、引受棟数及び共済金額を加工したもので、それぞれに次の係数を乗じて算定する。

$$\frac{\text{共済責任期間中当該年度の期間}}{1 \text{ 年}}$$

**表示上の注意**

- (1) 表中に使用した「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるものである。  
ただし、「収支」、「被害率」及び「1戸当たり、1棟当たり及び1アール当たり引受・支払」の表中、引受事実はあるものの該当項目が0となるものについては「0」と表示している。
- (2) 面積及び金額については表示単位以下1位の数値を4捨5入しているため、積み上げが合計値と合致しないことがある。
- (3) 群馬県、東京都、神奈川県、福井県及び熊本県においては、特定組合と政府の保険関係（二段階制）により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。  
なお、この保険関係については次のように整理をしている。  
保険料→再保険料の欄  
保険金→再保険金の欄  
また、全国統計表における特定組合の保険金額は再保険金額欄に集計している。
- (4) 園芸施設共済の共済目的等による種別のうち、施設内農作物を共済目的としない種別においては、施設内農作物に関する項目は空白としている。
- (5) 園芸施設共済の共済目的等による種別のうち、撤去費用補償方式以外の種別においては、撤去費用に関する項目は空白としている。
- (6) 園芸施設共済の共済目的等による種別のうち、プラスチックハウスⅠ類、同Ⅱ類及び同Ⅶ類については撤去費用補償方式の引受けがされていないため、全国統計表においては当該行は空白としており、都道府県別統計表においては当該頁は省略している。同様に引受実績がないもの（平成22年度においては、プラスチックハウスⅦ類の施設内農作物を共済目的とする種別）についても、都道府県別統計表の当該頁は省略している。